

神奈川県動物愛護センターロゴ、かながわペットのいのち基金ロゴ及びWLT Lロゴの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県動物愛護センターロゴ、かながわペットのいのち基金ロゴ及びWLT Lロゴ（以下「ACロゴ等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ACロゴ等とは、神奈川県（以下「県」という。）が著作権を有している別紙デザイン及びこれを展開したものとする。

(利用の申請)

第3条 ACロゴ等を利用しようとする者は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が認める場合を除き、あらかじめ知事の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用を希望するロゴごとに神奈川県県有財産規則（以下「規則」という。）第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」（規則第19号様式）及びACロゴ等利用計画等必要事項記入書（様式第1号）作成し、次の書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 利用状況がわかる完成見本等
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人のみ）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領（平成21年2月17日総務部長・県民部長通知）第2条に定める場合にあつては、当該要領に定めるところによるものとする。

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の利用申請があつた場合は、その内容を審査し、当該利用が県の動物の愛護又は管理に係る施策の普及等に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）を行うことができる。

2 利用許諾を行う場合は、知事は利用方法等について、必要に応じ条件を付すことができる。

3 知事は、利用許諾を行った場合は、ACロゴ等利用許諾通知書（様式第2号）を、許諾を行わない場合は、ACロゴ等利用不許諾通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

4 利用許諾期間は、利用許諾の日から原則として最長2年間とする。

(利用許諾の制限)

第5条 ACロゴ等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) ACロゴ等を利用する者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又はその経営や運営に実質的な関与をしている者が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者がACロゴ等を利用する場合及びこれらの者がACロゴ等を利用した物品等（以下「ロゴ利用物品等」という。）を販売する場合
- (7) ACロゴ等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ACロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ACロゴ等が著しく変形されている等、利用が適当でないと認められる場合
- (10) 県の動物の愛護管理の施策の推進の妨げになるおそれがあると認められる場合
- (11) その他知事が適当でないと判断した場合

(許諾料)

第6条 ACロゴ等の許諾料については、無料とする。ただしロゴ利用物品等を利用する場合に利用料を徴収する場合等は、この限りでない。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に当たっては、原則として事前にロゴ利用物品等の具体的な利用態様を示し、健康医療局生活衛生部生活衛生課の確認を受けること。

- (3) 当該利用に係るロゴ利用物品等の完成品又は完成品の写真等を提出すること。
- (4) 利用期間満了後、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、原則として速やかに廃棄すること。
- (5) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(利用状況の調査)

第8条 知事は、ACロゴ等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめACロゴ等利用許諾内容変更申請書(様式第4号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の許諾を行う場合は、知事は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 知事は、第2項の許諾を行った場合は、ACロゴ等利用変更許諾通知書(様式第5号)を、許諾を行わない場合は、ACロゴ等利用変更不許諾通知書(様式第6号)を利用者に交付する。
- 5 第7条の規定は、本条による許諾にも準用する。

(許諾の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用許諾したロゴ利用物品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 利用者が第4条及び第10条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他ACロゴ等の利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、ACロゴ等利用許諾取消通知書(様式第7号)を利用者に交付する。

- 3 利用者は、第1項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとし、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、直ちに廃棄するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の非独占性等)

第12条 この要綱による利用許諾は、利用者がACロゴ等を自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、また、利用者及び利用許諾を受けたロゴ利用物品等に対して、県が推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第13条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 県は、第4条及び第10条による利用許諾に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、ロゴ利用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。
 - 3 利用者は、ACロゴ等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
 - 4 知事は、前2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。とともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 知事は、ACロゴ等の適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課が行う。

(その他)

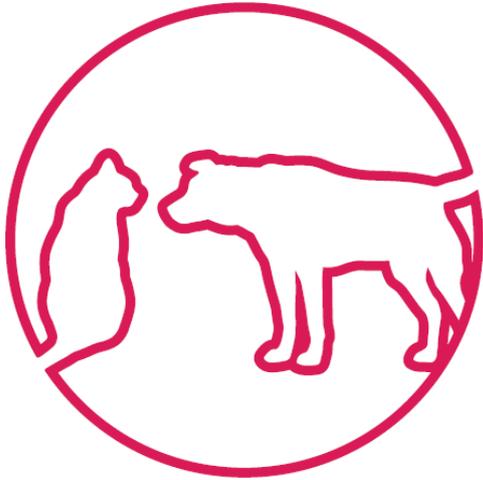
第17条 この要綱に定めるもののほか、ACロゴ等の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月14日から施行する。

別紙 ACロゴ等の基本デザイン

神奈川県動物愛護センターロゴ



神奈川県 動物愛護センター
Kanagawa Animal Welfare Center

かながわペットのいのち基金ロゴ



WLT Lロゴ



ACロゴ等利用計画等必要事項記入書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住所
氏名

ACロゴ等を利用したいので、神奈川県動物愛護センターロゴ、かながわペットのいのち基金ロゴ及びWLT Lロゴの利用に関する要綱第3条に基づき、次のとおり申請します。

利用希望ロゴ（※）	
利用目的（理由）	
利用計画 （利用方法、利用場所、 製作数量等）	
販売小売価格（税込）	
利用希望期間 （原則2年以内）	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：

※ 著作権等利用許諾申請書及びACロゴ等利用計画等必要事項記入書は、利用を希望するロゴごとに作成してください。

添付書類

- (1) 会社概要等（個人の場合はプロフィール）
- (2) ロゴ利用物品等の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人のみ）
- (5) その他参考になるもの

ACロゴ等利用許諾通知書

○ 第 ○ 号
年 月 日

(申請者) 殿

神奈川県知事 ○○ ○○
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のありましたACロゴ等の利用について、次のとおり条件をつけて許諾します。

1 許諾内容

利用ロゴ	
利用目的（理由）	
利用計画 （利用方法、利用場所、製作数量等）	
販売小売価格（税込）	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※利用期間を更新する場合、利用期間満了日の2か月前までにあらためて第3条第2項の申請を行ってください。
許諾料	

2 留意事項

- (1) 許諾された利用内容のみに利用してください。
- (2) 利用に当たっては、事前にその具体的な利用態様を示し、健康医療局生活衛生部生活衛生課の確認を受けてください。また、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (3) ロゴ利用物品等の完成品又は完成品の写真等を提出してください。
- (4) 利用期間満了後、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、原則として速やかに廃棄してください。
- (5) 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (6) 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、神奈川県は一切の責任を負いません。
- (7) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (8) 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県は一切の責任を負いません。

- (9) ACロゴ等の適切な利用を図るため、利用の状況、物品等の販売状況等について報告を求め、
又は必要な調査を行うことがあります。
- (10) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

様式第3号（第4条関係）

ACロゴ等利用不承諾通知書

○ 第 ○ 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 ○○ ○○
（公 印 省 略）

年 月 日付けで申請のありました○○○○ロゴの利用について、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

ACロゴ等利用許諾内容変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付け○第○号で許諾を受けたACロゴ等の利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

項目	現在の許諾内容	変更後の許諾内容
利用ロゴ		
利用目的（理由）		（ 年 月 日から）
利用計画 （利用方法、利用場所、製作数量等）		（ 年 月 日から）
販売小売価格（税込）		（ 年 月 日から）
利用期間		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾通知書の写し
- (3) その他参考になるもの

様式第5号（第10条関係）

ACロゴ等利用変更許諾通知書

○ 第 ○ 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 ○○ ○○
（公 印 省 略）

年 月 日付け○第○号で許諾したACロゴ等の利用について、次のとおり変更を許諾します。その他の条件については、年 月 日付け○第○号の利用許諾通知書のとおりとします。

項目	現在の許諾内容	変更後の許諾内容
利用ロゴ		
利用目的（理由）		（ 年 月 日から適用）
利用計画 （利用方法、利用場所、製作数量等）		（ 年 月 日から適用）
販売小売価格（税込）		（ 年 月 日から適用）
利用期間		

様式第6号（第10条関係）

ACロゴ等利用変更不承諾通知書

○ 第 ○ 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 ○○ ○○
（公 印 省 略）

年 月 日付けで変更申請のありましたACロゴ等の利用変更については、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

様式第7号（第11条関係）

ACロゴ等利用許諾取消通知書

○ 第 ○ 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 ○○ ○○
（公 印 省 略）

年 月 日付け○第○号で許諾したACロゴ等の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

については、直ちにロゴ利用物品等を回収・廃棄のうえ、知事あてに結果を報告してください。

1 取消年月日
年 月 日

2 取消の理由